

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	パリ総合美容専門学校柏校
設置者名	学校法人パリ美容国際学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	総合美容科	夜・通信	900 時間	160 時間	
	トータルネイル科	夜・通信	200 時間	80 時間	
	トータルエステ科	夜・通信	130 時間	80 時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ <http://pasobi.com/information/disclosure.html>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	パリ総合美容専門学校柏校
設置者名	学校法人パリ美容国際学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページ <http://pasobi.com/information/disclosure.html>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	看護師	令和6年4月1日～令和8年3月31日	准看護師として衛生業務の携わる中で衛生分野である美容師養成施設の学校管理・運営に関する提言を期待する
非常勤	英語教師（通訳）	令和6年4月1日～令和8年3月31日	留学生の選考及び通訳
（備考）			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	パリ総合美容専門学校柏校
設置者名	学校法人パリ美容国際学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

【衛生専門課程総合美容科】

シラバスは例年の授業内容を省みて作成していく。前年度の比較により学生の理解が得にくかった部分などがあれば、授業の進行速度・内容を改めたシラバスを作成し、次年度の4月の更新時に修正する。国家試験課題である学科科目・実技科目の全てにおいて、教科書や配布物、校内の期末試験・卒業試験の結果、近年の国家試験の結果と出題傾向等を確認しながらシラバスの作成と見直しを行う。

国家試験科目でない実技の面では、企業と連携し、特別講師や担当教員から最新の美容技術を学びそして、資格取得の為の検定があればその出題傾向を分析し、検定の合格に重点をおいたシラバスを作成する。

シラバス作成は本校教員の学科担当者と担任及び教務主任が行い、校長の確認を得て確定させる。本校のホームページ内の情報公開ページにて誰でも閲覧が可能な状態で公表することとしている。詳細は各シラバスに記載

【衛生専門課程トータルネイル科】

シラバスは例年の授業内容を省みて作成していく。前年度の比較により学生の理解が得にくかった部分などがあれば、授業の進行速度・内容を改めたシラバスを作成し、次年度の4月の更新時に修正する。ネイルサロンで必要とされる学科科目・実技科目の全てにおいて、教科書や配布物、校内の期末試験・卒業試験の結果、近年のネイル検定3級、2級の結果と出題傾向等を確認しながらシラバスの作成と見直しを行う。

1 学期から3 学期まで、JNEC ネイリスト技能検定3 級、2 級、1 級取得を目指し、JNA ネイリスト協会発行テキストを元に学科、実技をデモンストレーションにて指導を行う、また JNA ネイリスト協会発行 DVD を使用し検定の合格に重点をおいたシラバスを作成する。

2 学期から上記 JNEC ネイリスト技能検定試験の授業と並行して、JNA ジェルネイル技能検定試験内容の授業を行っている。JNA ネイリスト協会発行テキスト、DVD を使用し学科、実技の指導、練習を行う。その他、検定毎に検定対策に特化した授業を行う。(時間を計って技術を行う練習等) サロンワークに必要な技術として、爪の状態に合わせた様々なリペア、長さ出し技術(ジェルネイル、アクリルネイル)、フットネイル、フットジェルネイル、エアーブラシ、様々なジェルネイルアート技術等を授業計画に取り入れているシラバスの作成。

シラバス作成は本校教員の学科担当者と担任及び教務主任が行い、校長の確認を得て確定させる。本校のホームページ内の情報公開ページにて誰でも閲覧が可能な状態で公表することとしている。詳細は各シラバスに記載

【衛生専門課程トータルエステ科】

シラバスは例年の授業内容を省みて作成していく。前年度の比較により学生の理解が得にくかった部分などがあれば、授業の進行速度・内容を改めたシラバスを作成し、次年度の4月の更新時に修正する。エステティックサロンで必要とされる技術・知識、各種資格の習得のための3学期制に分けて授業を行う内容のシラバスの作成。1学期から3学期まで一般社団法人日本エステティック協会 認定エステティシャン（実技）の資格取得と一般財団法人日本エステティックセンター試験（学科）の資格取得を旨とし、一般社団法人日本エステティック協会発行の新エステティック学（全6巻）を元に指導を行う事に重点をおいたシラバスの作成。

また、サロンワークに重点をおく、一般社団法人日本エステティック協会発行のDVD（フェイシャルエステティック・ボディエステティック・ワックス脱毛・コンプライアンス講座）を使用する。指導方法は、デモンストレーション後、相モデル形式で行い、実際のサロンワークや検定試験に近い形で行う事に重点をおいたシラバスの作成。

その他、各学期の期末テストにて、レベルのチェックを行う。また、サロンワークは時間の管理が必要不可欠な為、時間内で十分な技術が出来るように指導する。

更に、エステティックはお客様の肌に直接触れる仕事となる為、衛生管理の徹底・皮膚の知識に重点を置いてシラバスの作成を行う。

シラバス作成は本校教員の学科担当者と担任及び教務主任が行い、校長の確認を得て確定させる。本校のホームページ内の情報公開ページにて誰でも閲覧が可能な状態で公表することとしている。詳細は各シラバスに記載

授業計画書の公表方法

ホームページ

<http://pasobi.com/information/disclosure.html>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

【衛生専門課程総合美容科】

学科・実技とも各教科60点、定期試験等の平常テストも加え評価する。1年間を3学期に分けており、学期ごとに中間試験と期末試験を行う。また、2学期からは隔週で学科模試を行い、実技についても、3学期に美容師国家試験のシミュレーションテストを行う。

実技試験（衛生面・技術面）の評価の基準としては、国家試験同様の内容で行う。衛生面では、衛生措置の基準・消毒設備を国家試験同様に行っているかの確認。

技術面では、規定されている時間通りに作品が完成しているかの確認を行う。

学科試験では、関係法規・制度、運営管理、衛生管理、保健、化粧品化学、美容技術理論・文化論の科目が定められた点数に達しているかで評価を行う。

実技試験及び学科試験（国家試験科目の平均点）60点以下の場合は、追試・補習・レポートを実施する。

実技試験の追試の場合は本試験同様に行う。完成した作品が合格基準に満たない場合は、実技補習を行い合格基準に適する作品完成の指導を行う。

学科試験の追試の場合は、各学科担当から追試・レポートの課題を該当学生に提出させるように指導を行い課題が終了後、本試験の追試を行う。また合格基準に満たない場合は補習等を行う。

【衛生専門課程トータルネイル科】

学科・実技とも各教科60点、定期試験等の平常テストも加え評価する。

1年間で3学期に分けており、学期ごとに期末試験を行う。

各ネイル検定取得を目指している為、1学期はJNEC ネイリスト技能検定試験3級の学科・実技内容を期末試験内容に取り入れ、検定取得に役立てながら、学修意欲の把握に努めている。

2学期においては、JNEC ネイリスト技能検定試験2級の学科・実技内容、JNA ジェルネイル検定試験初級の学科、実技内容を期末試験内容に取り入れている。

3学期においてはJNEC ネイリスト技能検定試験1級の学科、実技内容の他、サロンワークに必要な消毒法、プロフェッショナルリズム等、1年を通して学んだ総合的な学修成果を評価する内容となっている。

学期ごとに行う期末試験において学科・実技とも各教科60点以下だった場合、追試を行う。また、学修意欲把握の為、各検定前に宿題出題、検定後はレポートを提出させている。

【衛生専門課程トータルエステ科】

学科・実技とも各教科60点、定期試験等の平常テストも加え評価する。

1年間で3学期に分けており、学期ごとに期末テストを行う。

一般社団法人日本エステティック協会認定エステティシャン（実技）・一般財団法人エステティック試験センターが制度運営を行うエステティシャンセンター試験（学科）を目指している為、その基準を元に、学科・実技内容を取り入れ、検定取得に役立てながら、学習意欲の把握に努めている。

1学期は衛生管理の徹底や皮膚学を重点的に指導し、まずは人の肌に直接触れる重要性から指導を始める。相モデルで少しずつ着実に技術や知識を深めて行く。

2学期に上記試験が行われる為、サロンワークさながらの本格的な実技内容となる。

学科試験合格の為に、練習問題、過去問題集、一般財団法人日本エステティック試験センター発行のエステティシャンセンター試験 筆記試験例題集を使用する。

実技試験は相モデルでの反復練習を行う。

学期ごとに行う期末試験において、学科・実技試験とも各教科60点以下だった場合には、追試試験を行う。期末試験前、夏休み・冬休み、検定試験前には、宿題やレポートの提出をさせている。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

【衛生専門課程総合美容科】

実技科目の成績評価の客観的な指標の設定としては、各学年の3学期の修了式あるいは卒業式が終了した後、1学期期末試験、2学期期末試験、3学期期末試験あるいは卒業試験の試験結果においての点数100点～90点をAA、88点～80点をA、78点～70点をB、68～60点をCとして評価し58点以下の追試者・補習者には合格基準に達した場合Dと評価をする。

学科科目の成績評価の客観的な指標の設定としては、各学年の3学期の修了式あるいは卒業式が終了した後、1学期期末試験、2学期期末試験、3学期期末試験あるいは卒業試験の試験結果において、関係法規・制度、運営管理、衛生管理、保健、香粧品化学、美容技術理論、文化論の（国家試験科目の平均点）合格点を100点満点中60点以上として算出する。60点以下の場合、追試やレポートを行い、合格基準に達した場合60点と評価する。

評価された成績は、3月下旬～4月中に課程・科・学年で分けて科目毎に分析す

ることとする。

分析すると共に分布図を作成し、学生の理解の傾向や学生全体を通じての苦手科目の把握を行ったうえで、シラバスの作成や今後の美容師国家試験の対策に役立てることとしている。

公表方法としては本校のホームページ内の情報公開ページにて誰でも閲覧が可能な状態で公表することとしている。この評価方法は、各学生が就職希望先に提出する成績表にも使用される為、毎年変わることはない。

【衛生専門課程トータルネイル科】

実技科目の学科科目の成績評価の客観的な指標の設定としては、学年の3学期の修了式あるいは卒業式が終了した後、1学期期末試験、2学期期末試験、3学期期末試験あるいは卒業試験の試験結果において実技科目ではネイル技術、メイク技術、の合格点を100点満点中60点以上として算出する。60点以下の場合は、追試やレポートを行い、合格基準に達した場合には前回の点数と追試の合格点を記載し評価する。

学科科目では、香粧品、色彩、ビジネスマナー、メイク、ネイルの合格点を100点満点中の平均点60点以上として算出する。60点以下の場合は、追試やレポートを行い、合格基準に達した場合には前回の点数と追試の合格点を記載し評価する。評価された成績は、3月下旬～4月中に科で分けて科目毎に分析することとする。分析すると共に分布図を作成し、学生の理解の傾向や学生全体を通じての苦手科目の把握を行ったうえで、シラバスの作成や今後の対策に役立てることとしている。公表方法としては本校のホームページ内の情報公開ページにて誰でも閲覧が可能な状態で公表することとしている。この評価方法は、各学生が就職希望先に提出する成績表にも使用される為、毎年変わることはない。

【衛生専門課程トータルエステ科】

実技科目の学科科目の成績評価の客観的な指標の設定としては、学年の3学期の修了式あるいは卒業式が終了した後、1学期期末試験、2学期期末試験、3学期期末試験あるいは卒業試験の試験結果において実技科目ではエステ技術、ネイル技術、メイク技術、の合格点を100点満点中60点以上として算出する。60点以下の場合は、追試やレポートを行い、合格基準に達した場合には前回の点数と追試の合格点を記載し評価する。

学科科目では、香粧品、栄養学、関連法規、経営学、ネイル、メイクの合格点を、100点満点中の平均点60点以上として算出する。60点以下の場合は、追試やレポートを行い、合格基準に達した場合には前回の点数と追試の合格点を記載し評価する。

評価された成績は、3月下旬～4月中に科で分けて科目毎に分析することとする。分析すると共に分布図を作成し、学生の理解の傾向や学生全体を通じての苦手科目の把握を行ったうえで、シラバスの作成や今後の対策に役立てることとしている。公表方法としては本校のホームページ内の情報公開ページにて誰でも閲覧が可能な状態で公表することとしている。この評価方法は、各学生が就職希望先に提出する成績表にも使用される為、毎年変わることはない。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページ
<http://pasobi.com/information/disclosure.html>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

【衛生専門課程総合美容科】

履修時間数が2年間で2010時間以上、学科・実技とも定期試験で60点以上の成績を修め、尚且つ卒業認定基準を満たした者を卒業と認める。

卒業年度においては、学期ごとの試験に加え、卒業認定試験を行い、指導判定は本校の美容師国家試験委員が中心に行う。

【衛生専門課程トータルネイル科】

履修時間数が1年間で900時間以上、学科・実技とも定期試験で60点以上の成績を修め、尚且つ卒業認定基準を満たした者を卒業と認める。1学期定期試験（中間・期末）・2学期定期試験（中間・期末）及び卒業認定試験を行い、指導判定は本校に在籍する日本ネイリスト協会本部認定講師である教員が中心に行う。

【衛生専門課程トータルエステ科】

履修時間数が1年間で900時間以上、学科・実技とも定期試験で60点以上の成績を修め、尚且つ卒業認定基準を満たした者を卒業と認める。1学期定期試験（中間・期末）・2学期定期試験（中間・期末）及び卒業認定試験を行い、指導判定は本校に在籍する日本エステティック協会認定講師である教員が中心に行う。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

ホームページ

<http://pasobi.com/information/disclosure.html>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	パリ総合美容専門学校柏校
設置者名	学校法人パリ美容国際学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページ http://pasobi.com/information/disclosure.html
収支計算書又は損益計算書	ホームページ http://pasobi.com/information/disclosure.html
財産目録	ホームページ http://pasobi.com/information/disclosure.html
事業報告書	ホームページ http://pasobi.com/information/disclosure.html
監事による監査報告（書）	ホームページ http://pasobi.com/information/disclosure.html

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名		学科名		専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程		総合美容科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数		開設している授業の種類					
				講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼	2010 単位時間		570 単位 時間	120 単位 時間	1320 単位 時間	0 単位 時間	0 単位 時間	
				2010 単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数		兼任教員数		総教員数	
240 人		220 人	0 人	13 人		8 人		21 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）美容師国家試験合格を目指し、1年間を3学期制に分けて、授業を行う。 また、企業と連携し、美容サロンで活躍する一流美容師である特別講師や担当教員から「最新の美容技術」を学ぶ。
成績評価の基準・方法
（概要）学科・実技とも定期試験等の基準は各教科60点とする。各定期試験に加え、平常の学習状況、出席状況により評価する。1年間を3学期に分けており、学期ごとに中間試験と期末試験を行う。また、2学期からは隔週で学科模試を行い、実技についても、3学期に美容師国家試験のシミュレーションテストを行う。
卒業・進級の認定基準
（概要）履修時間数が2年間で2010時間以上、学科・実技とも定期試験で60点以上の成績を修め、尚且つ卒業認定基準を満たした者を卒業と認める。 卒業年度においては、学期ごとの試験に加え、卒業認定試験を行い、指導判定は本校の美容師国家試験委員会が行う。
学修支援等
（概要）各学期の授業の区切りごとに修得度・理解度を試す試験を行い、達していない者は追試験及び補講を行う。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
99 人 (100%)	0 人 (0%)	97 人 (98.0%)	2 人 (2.0%)
（主な就職、業界等） 美容室、エステサロン、アイラッシュサロン（まつ毛エクステンション）			
（就職指導内容） 就職ガイダンスの開催、職業人講話、面接指導、就職セミナーへの参加等			
（主な学修成果（資格・検定等）） ■受験資格が得られるもの 美容師 ■目標とする資格 メイクアップ検定 3～2 級、ネイリスト技能検定 3 級、 ジェルネイル技能検定試験初級、アイデザイナー技能検定（安全技術師・ジュニア アイデザイナー）、認定フェイシャルエステティシャン、認定エステティシャン、 色彩技能パーソナル検定モジュール 1、ヘッドスパ検定 3 級			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
222 人	18 人	8.1%
（中途退学の主な理由） 家庭の事情、進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） 個別面談の実施		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	トータルネイル科	-	-		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に 必要な総授業時 数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1 年	昼	900 単位時間	240 単位 時間	0 単位時間	660 単位 時間	0 単位時間	0 単位 時間
			900 単位時間				
生徒総定員 数		生徒実員	うち留学生数	専任教 員数	兼任教員数		総教員数
20 人		15 人	0 人	1 人	1 人		2 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ネイルサロンで必要とされる技術・知識、各種資格の習得のため、1年間を3学期制に分けて授業を行う。
成績評価の基準・方法
（概要）学科・実技とも定期試験等の基準は各教科60点とする。各定期試験に加え、平常の学習状況、出席状況により評価する。
卒業・進級の認定基準
（概要）履修時間数が1年間で900時間以上、学科・実技とも定期試験で60点以上の成績を修め、尚且つ卒業認定基準を満たした者を卒業と認める。
学修支援等
（概要）各学期の授業の区切りごとに修得度・理解度を試す試験を行い、達していない者は追試験及び補講を行う。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
12人 (100%)	0人 (0%)	9人 (75%)	3人 (25%)
（主な就職、業界等） 美容室（ネイル部門）、ネイルサロン			
（就職指導内容） 就職ガイダンスの開催、職業人講話、面接指導、就職セミナーへの参加等			
（主な学修成果（資格・検定等）） ■目標とする資格 ネイルリスト技能検定試験3～2級、ジェルネイル技能検定試験初級、 メイクアップ検定3～2級、色彩技能パーソナル検定モジュール1			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
18人	6人	33.3%
（中途退学の主な理由） 進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） 個別面談の実施		

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程	トータル エステ科	-		-	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に 必要な総授業時 数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1 年	昼	900 単位 時間	494 単位 時間	0 単位 時間	406 単位 時間	0 単位 時間	0 単位 時間
			900 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任 教員数	兼任 教員数	総教員数	
20 人		11 人	0 人	1 人	1 人	2 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） エステティックサロンで必要とされる技術・知識、各種資格の習得のため、1 年間で 3 学期制に分けて授業を行う。
成績評価の基準・方法
（概要） 学科・実技とも定期試験等の基準は各教科 60 点とする。各定期試験に加え、平常の学習状況、出席状況により評価する。
卒業・進級の認定基準
（概要） 履修時間数が 1 年間で 900 時間以上、学科・実技とも定期試験で 60 点以上の成績を修め、尚且つ卒業認定基準を満たした者を卒業と認める。
学修支援等
（概要） 各学期の授業の区切りごとに修得度・理解度を試す試験を行い、達していない者は追試験及び補講を行う。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
7 人 (100%)	0 人 (0%)	7 人 (100%)	0 人 (0%)
（主な就職、業界等） エステサロン			
（就職指導内容） 就職ガイダンスの開催、職業人講話、面接指導、就職セミナーへの参加等			
（主な学修成果（資格・検定等）） ■目標とする資格 認定エステティシャン、ネイリスト技能検定試験 3 級、メイクアップ検定 3～2 級			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
10 人	2 人	20%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別面談の実施		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
総合美容科 (1 年次)	60,000 円	408,000 円	593,000 円	施設費、教材費、実習費、実務実習費等
総合美容科 (2 年次)	- 円	408,000 円	479,000 円	施設費、教材費、実習費、実務実習費等
トータルネイル科	65,000 円	480,000 円	593,000 円	施設費、教材費、実習費、実務実習費等
トータルエステ科	65,000 円	480,000 円	593,000 円	施設費、教材費、実習費、実務実習費等
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ http://pasobi.com/information/disclosure.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校が行う教育活動や学校運営に関する自己評価に対し、関係分野の企業関係者や美容業界団体職員の外部委員*から成る学校関係者評価委員会で評価をし、改善すべきところは改善し、その評価結果を積極的に情報公開することを基本方針とする。 主な評価項目は、教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守、社会貢献・地域貢献である。 *学校関係者評価委員の選任方法は学校職員ではない、関係分野の企業関係者や団体職員・保護者・地域住民などから2名以上を選出するものとする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
株式会社オオクシ	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	美容の知識を有する 美容室経営者

有限会社ビューティマツバラ	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	美容の知識を有する 美容室経営者
De・dore.c.o	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	美容の知識を有する 美容室経営者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ http://pasobi.com/information/disclosure.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ http://pasobi.com/information/disclosure.html

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H112310000653
学校名 (〇〇大学 等)	パリ総合美容専門学校柏校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人パリ美容国際学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		41人（ ）人	31人（ ）人	41人（ ）人
内 訳	第Ⅰ区分	23人	19人	
	(うち多子世帯)	()人	()人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	(うち多子世帯)	()人	()人	
	第Ⅲ区分	－	－	
	(うち多子世帯)	()人	()人	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	0人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				41人（ ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A 等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
G P A 等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。